

議案第 46 号

太宰府市監査委員条例の一部を改正する条例について

太宰府市監査委員条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年 8月27日 提出

太宰府市長 高 原 清

理 由

地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、条例の一部を改正する
必要が生じたので、同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市監査委員条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市監査委員条例（昭和51年条例第459号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。